

京都市告示第668号

平成18年3月24日京都市告示第541号（京都市収納代理金融機関の指定）の一部を平成31年4月1日から次のように改めます。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、「株式会社関西アーバン銀行」を削除します。

(会計室)